

役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条

1 この規程は、社会福祉法人慶宗会の役員・評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条

- 1 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- 2 本規程でいう理事の区分は、理事長、専務理事、常務理事、常勤理事、非常勤理事である。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 法人運営の状況により支払われないこともある。

(報酬等の支給)

第3条

- 1 役員等に対し、職務内容及び勤務形態に応じて次の報酬等を支給する。
 - (1) 報酬
 - (2) 費用弁償
 - (3) 退職金

(役員等報酬の支給基準)

第4条

- 1 役員等に対する報酬の支給基準は、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 出席等に伴う報酬において報酬の支払われている常勤理事等及び職員を兼ねる役員等については対象外とし、交通費のみ支給する。
 - イ 理事会及び評議員会の出席に伴う報酬（別表1）の額
 - ロ 理事長及び常勤理事についての報酬は勤務状況に応じ、役員等報酬表（別表3）に定める基準額（別表3-1）に基づき評議員会で決定し支給する。但し、基準額を上限とし、経営状況を勘案し減額又は支給しないことができる。
 - ハ 監事及び非常勤理事等が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 二 入札等立会等に伴う報酬について別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 但し、役員会等同日に開催する場合は別表2のみ支払う。
 - ホ 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表4を基にその実費とする。
 - ヘ 報酬の支払いは振込にて支払うものとする。
 - ト 役員等の報酬の総額は21,000千円以内とする

(実費費用弁償の基準)

第5条

- 1 実費費用弁償は別表4の区分に応じ定めるものとする。
- 2 実費費用弁償の支払いは報酬と合わせ振込にて支払うものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条

- 1 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤理事の職務証跡)

第7条

- 1 常勤理事は、職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(役員等の退職金)

第8条

- 1 週40時間以上勤務し、かつ役員等報酬のみが支払われている役員については、月額を基本給とみなし、退職金規定に基づいた支給率で支給する。

(改正)

第9条

- 1 本規程の改正は、理事会及び評議会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成30年6月18日より適用する。

この規程は、令和2年4月1日より適用する。

この規程は、令和4年4月1日より適用する。

別表 1		
------	--	--

理事会等出席報酬（日額）

名称	報酬	実費交通費
理事会出席報酬等	5,000	3,000
評議員会出席報酬等	4,000	3,000
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000	3,000

別表 2

業務報酬等（日額）

名称	報酬	実費交通費
理事長業務報酬等	27,000	3,000
常勤理事業務報酬等	22,000	3,000
理事業務報酬等	10,000	3,000
監事監査指導報酬等	18,000	3,000
苦情対応第三者委員会	10,000	3,000

別表 3

報酬表

	理事長	常勤理事	理事
1号俸	350,000	250,000	50,000
2号俸	400,000	300,000	100,000
3号俸	450,000	350,000	150,000
4号俸	500,000	400,000	200,000
5号俸	600,000	450,000	250,000
6号俸	700,000	500,000	300,000
7号俸	800,000	600,000	350,000

8号俸	900,000	700,000	400,000
9号俸	1,000,000	800,000	450,000
10号俸	1,100,000	900,000	500,000
11号俸	1,200,000	1,000,000	550,000
12号俸	1,300,000	1,100,000	600,000
13号俸	1,400,000	1,200,000	650,000
14号俸	1,500,000	1,300,000	700,000
15号俸	1,600,000	1,400,000	750,000
16号俸	1,700,000	1,500,000	800,000
17号俸	1,800,000	1,600,000	850,000
18号俸	1,900,000	1,700,000	900,000
19号俸	2,000,000	1,800,000	950,000
20号俸	2,100,000	1,900,000	1,000,000
21号俸	2,200,000	2,000,000	1,050,000
22号俸	2,300,000	2,100,000	1,100,000
23号俸	2,400,000	2,200,000	1,150,000
24号俸	2,500,000	2,300,000	1,200,000
25号俸	2,600,000	2,400,000	1,250,000

別表 3-1

役職	報酬基準上限
理事長	月額 700,000 円以内で評議員会が定める。
常勤理事	月額 500,000 円以内で評議員会が定める。

※通常勤務にかかる交通費は支給しない。

※別途賞与は支給しない。

別表 4

種別	支給額	理事長 (他、理事長が認 める者)	理事、監事、 評議員	法人職員を兼ねる 理事
自家用車	実費	有料道路通行料 (注) 公共交通機関利用を原則とし、要事前申請とする。		
鉄道	実費 特急可	グリーン席可	指定席可	指定席可
航空機 (国内)	実費	エコノミークラス		
宿泊	都内	税・サービス料込 1泊上限 30,000円以内	税・サービス料込 1泊上限 15,000円以内	税・サービス料込 1泊上限 15,000円以内
	その他	税・サービス料込 1泊上限 20,000円以内		